

マージン率等に係る情報提供

丸潮工業 株式会社

(対象期間：令和7年3月～令和8年2月)

標記については、労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定により、労働者派遣事業にかかる関係者への情報提供が義務付けられているものです。

当事業所における実績について、情報を提供いたします。

記

- | | | | |
|---|---|--|----|
| 1 | 令和8年3月1日現在 | 派遣労働者数 | 0人 |
| 2 | 令和8年3月1日現在 | 派遣先事業所数（実数） | 0件 |
| 3 | 令和8年3月1日現在 | 労働者派遣に関する料金の額
（1日当たりの料金額（8時間労働として計算）） | 0円 |
| 4 | 令和8年3月1日現在 | 派遣労働者の賃金の額
（1日当たりの賃金額（8時間労働として計算）） | 0円 |
| 5 | 労働者派遣に関する料金の額から派遣労働者の賃金の額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金で除して得た割合 | | 0% |

6 教育訓練に関する事項

	訓練名	対象労働者				無期雇用 派遣労働者 への中長期 のキャリア 形成の考慮	その具体的な考慮内容	具体的な訓練内容	キャリアアップに資すると 考える理由	
		新規 派遣労働者	1年以上 雇用見込	2年目以降 の 派遣労働者	3年目以降 の 派遣労働者					4年目以降 の 派遣労働者
①	新規採用者基礎教育	○					—	・配置される部署の業務内容理解 ・基本的な安全ルールやモラル教育	派遣先でのルールを理解することと ともに、社会人としてのマナーを理解 することで、派遣労働者としての基本 能力も同時に向上する。	
②	高所作業安全教育	○					—	・必須となる高所での作業に伴う危険 を理解し、安全帯や観綱の重要性を 教育	高所作業において安全に作業が出来る ことで、他現場への派遣等での即 戦力となりえる。	
③	自由砥石研削教育		○				—	・サンダーやグラインダーの種類や適 正な使用方法を教育 ・砥石の安全な交換方法を教育	サンダー等の操作を安全に出来るこ とで、船舶塗装下地処理や、鉄の切 断磨き等の基本能力の向上に繋がる。	
④	玉掛け技能講習			○			—	・クレーン作業やチェーンブロックによ る輔工作業に伴う、安全かつ正しい 玉掛け方法の教育	玉掛け技能の習得により、作業範囲 が広がり、派遣先の多様なニーズに 応えることが出来るようになる。	
⑤	危険予知訓練			○	○		○	・チームの中でも素早く危険を察知し回 避する能力を身に付け、仲間との安全 を確保することで、リーダーとしての自 覚を意識づける。	・具体的な作業内容を挙げ、その中 に潜む危険を洗い出し、その危険に 対する対策を考える訓練	いかなる場面でも、咄嗟に危険を察 知できる能力を身に付けることによ り、その対応策を実行する中で、必 ずしにに応じた改善提案が出来るよ うになる。
⑥	職長教育				○	○	○	・職長としてのスキルアップを図り、そ の後の管理職登用にに向けたキャリア 形成を図ることを考慮している。	・職長として求められるもの ・チーム内でのコミュニケーションの 取り方 ・チーム管理について	リーダーシップ・コミュニケーション 力を身に付け、職場をリードして管理 できるようになる。責任ある職を全う することで、今後の更なるキャリアア ップに向けて自信につながる。

- | | |
|------------------|----------------------|
| ① 教育訓練の種類 | 上記表の通り |
| ② 対象者 | 〃 |
| ③ 実施人員 | 0 |
| ④ 方法及び給与の支給 | 有給 |
| ⑤ 派遣労働者の費用負担 | 無し |
| ⑥ キャリアコンサルティング担当 | 龍野 直隆 (095-861-5905) |

7 その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

弊社マージン部分については、法定福利費（健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険）、教育訓練、年次有給休暇等弊社の運営経費等を含んだものです。

8 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

☒ 労使協定を締結していない